

# 居宅介護支援契約書

飯能市介護計画サービスほほえみ

〒357-0204 埼玉県飯能市大字虎秀25番地1

TEL 042-978-1922

# 居宅介護支援契約書

\_\_\_\_\_様（以下「利用者」という。）と飯能市（以下「事業者」という。）は、事業者が利用者に対して行う居宅介護支援について、次のとおり契約します。

## 【契約の目的】

事業者は、利用者の委託を受けて、利用者に対し介護保険法の趣旨にしたがって、居宅サービス計画の作成を支援し、指定居宅サービス等の提供が確保されるようサービス提供事業者との連絡調整その他の便宜を図ります。

## 【契約期間】

1. この契約の契約期間は令和 年 月 日から利用者の要介護認定の有効期間満了日までとします。
2. 契約満了の2日前までに、利用者から事業者に対して、文書による契約終了の申し出がない場合、契約は自動更新されるものとします。

## 【介護支援専門員】

事業者は、介護保険法に定める介護支援専門員を利用者へのサービスの担当者として任命し、その選定または交代を行った場合は、利用者にもその氏名を文書で通知します。

## 【居宅サービス計画作成の支援】

事業者は、次の各号に定める事項を介護支援専門員に担当させ、居宅サービス計画作成を支援します。

- ①利用者の居宅を訪問し、利用者及び家族に面接して情報を収集し、解決すべき課題を把握します。
- ②当該地域における指定居宅サービス事業者等に関するサービスの内容・利用料等の情報を利用者及びその家族に公正中立・適正に提供し、利用者にサービスの選択を求めます。
- ③提供されるサービスの目標、その達成時期、サービスを提供する上での留意点などを盛り込んだ居宅サービス計画の原案を作成します。
- ④居宅サービス計画の原案に位置づけた指定居宅サービス等について、保険給付の対象となるか否かを区分した上で、その種類・内容・利用料等について利用者及びその家族に説明し、利用者から文書による同意を受けます。

⑤その他、居宅サービス計画作成に関する必要な支援を行います。

#### 【経過観察・再評価】

事業者は、居宅サービス計画作成後、次の各号に定める事項を介護支援専門員に担当させます。

- ①利用者及びその家族と毎月連絡をとり、経過の把握に努めます。
- ②居宅サービス計画の目標に沿ってサービスが提供されるよう指定居宅サービス事業者等との連絡調整を行います。
- ③利用者の状態について定期的に再評価を行い、状態の変化等に応じて居宅サービス計画変更の支援、要介護認定区分変更申請の支援等の必要な対応をします。

#### 【施設入所への支援】

事業者は、利用者が介護保険施設への入院又は入所を希望した場合、利用者に介護保険施設の紹介その他の支援をします。

#### 【居宅サービス計画の変更】

利用者が居宅サービス計画の変更を希望した場合、又は事業者が居宅サービス計画の変更が必要と判断した場合は、事業者と利用者双方の合意をもって居宅サービス計画を変更します。

#### 【給付管理】

事業者は、居宅サービス計画作成後、その内容に基づき毎月給付管理票を作成し、埼玉県国民健康保険団体連合会に提出します。

#### 【要介護認定の申請に係る援助】

1. 事業者は、利用者が要介護認定の更新申請及び状態の変化に伴う区分変更の申請を円滑に行えるよう利用者を援助します。
2. 事業者は、利用者が希望する場合は、要介護認定の申請を利用者に代わって行います。

#### 【サービス提供の記録】

1. 事業所は指定居宅介護支援の提供に関する記録をつけることとし、これを契約終了後5年間保管します。
2. 利用者は、事業所の営業時間内にその事業者にて、当該利用者に関する第1項のサービス実施記録を閲覧できます。
3. 利用者は、当該利用者に関する第1項のサービス実施記録の複写物の交付を受けることができます。
4. 利用者又は事業所が解約を文書で通知し、かつ利用者が希望した場合、事業者は直近の居宅サービス計画及びその実施状況に関する書面を作

成し、利用者に交付します。

**【契約の終了】**

1. 利用者は、事業者に対して文書で通知することにより、いつでもこの契約を解約することができます。
2. 事業者は、やむを得ない事情がある場合利用者に対して、契約終了日の1ヶ月前までに理由を示した文書で通知することにより、この契約を解約することができます。この場合、事業者は当該地域の他の指定居宅介護支援事業者に関する情報を利用者に提供します。
3. 事業者は、利用者またはその家族等が事業者や介護支援専門員に対して本契約を継続し難いほどの不信行為を行った場合は、文書で通知することにより、直ちにこの契約を解約することができます。
4. 次の事由に該当した場合は、この契約は自動的に終了します。
  - ①利用者が介護保険施設に入所した場合
  - ②利用者の要介護認定区分が、自立または要支援と認定された場合
  - ③利用者が死亡した場合

**【緊急時の対応方法】**

訪問中に容体の変化等があった場合は、事前の打ち合わせにより、主治医、救急隊、ご家族等へ連絡を致します。

主治医	氏名		電話番号	
	病院名			
ご家族	氏名		電話番号	
	住所			

**【事故発生時の対応】**

サービス提供中に事故が発生した場合は、利用者に対し必要な措置を講じ、速やかに利用者様のご家族様・利用者様の所在する市町村に連絡いたします。また、事故の状況及び事故に際して採った処置について記録するとともに、その原因を解明し再発生を防ぐための対策を講じます。

また、当事業所がご利用者に対して提供しました居宅介護支援により損害賠償をすべき事故が発生した場合には、損害賠償を速やかに行います。

**【秘密保持】**

1. 事業者及び事業所に従事する者は、サービスを提供する上で知り得たご利用者様及びそのご家族様に関する秘密を正当な理由なく第三者に漏らしません。この守秘義務は契約終了後も同様です。

2. 事業者は、介護支援専門員その他従業者であった者から業務上知り得たご利用者及びそのご家族の秘密が漏れることのないよう管理を徹底いたします。
3. 事業者は、ご利用者様及びそのご家族様から予め文書で同意を得ない限り、サービス担当者会議等において、利用者様及びそのご家族様の個人情報を用いません。

#### 【身分証携行義務】

介護支援専門員は、常に身分証を携行し、初回訪問時及び利用者や利用者の家族から提示を求められた時は、いつでも身分証を提示します。

#### 【相談・苦情対応】

事業者は、利用者からの相談・苦情等に対応する窓口を設置し、自ら提供した居宅介護支援又は居宅サービス計画に位置づけた指定居宅サービス等に関するご相談・苦情に対し迅速かつ適切に対応します。

窓口 （受付時間 8：30～17：15）

- (1) 飯能市介護計画サービスほほえみ（042-978-1922）
- (2) 飯能市役所 介護福祉課 （042-973-2111）
- (3) 日高市役所 長寿いきがい課 （042-989-2111）
- (4) 埼玉県国民健康保険団体連合会（048-824-2568）

#### 【善管注意義務】

事業者は、利用者より委託された業務を行うに当たっては、法令を遵守し、善良なる管理者の注意をもってその業務を遂行します。

#### 【信義誠実の原則】

1. 利用者事業者は、信義誠実をもって本契約を履行するものとします。
2. 本契約に定めのない事項については、介護保険法令の定めるところを遵守し、双方が誠意をもって協議の上定めます。

#### 【裁判管轄】

利用者事業者は、本契約に関してやむを得ず訴訟となる場合は、利用者の住所地を管轄する裁判所を第一審管轄裁判所とすることを予め合意します。

この契約を証するため、本書2通を作成し、利用者・事業者が署名捺印の上、1通ずつ保有するものとします。

【契約締結日】                      令和      年      月      日

【契 約 者】

利用者

(住 所)

(氏 名)

印

代理人 (家族)

(住 所)

(氏 名)

印

事業者

(事業者名)      飯 能 市

(所 在 地)      埼玉県飯能市大字双柳1番地の1

(指定番号)      1 1 7 2 6 0 0 1 0 6

(代表者名)      飯能市長      新 井 重 治      印

(事 業 所)      飯能市介護計画サービス ほほえみ  
埼玉県飯能市大字虎秀25番地1

# 飯能市介護計画サービスほほえみ重要事項説明書

(令和6年4月1日現在)

## 1 当事業所が提供するサービスについての相談窓口

(1) 電話番号 042-978-1922

(2) 受付時間 月曜日～金曜日 午前8時30分～午後5時15分

(3) 担当

\* ご不明な点は、お気軽にお問い合わせください。

## 2 飯能市介護計画サービスほほえみの概要

### (1) 事業所の名称及び所在地等

事業所名	飯能市介護計画サービスほほえみ
所在地	埼玉県飯能市大字虎秀25番地1
介護保険指定番号	1172600106
事業の実施地域	飯能市、日高市
管理者	村野 仁

### (2) 事業所の職員体制

職種	常勤	非常勤	計	業務内容
管理者	1名		1名	従業者及び業務の管理 居宅介護支援に関すること
介護支援専門員	1名 (兼任)	1名	2名	居宅介護支援に関すること
事務職員		1名	1名	介護給付請求

### (3) 営業日及び営業時間

① 営業日 月曜日～金曜日

② 営業時間 午前8時30分～午後5時15分

③ 休業日 土・日・祝日・年末年始(12月29日～1月3日)

④ 緊急時連絡体制 休業日や不在時でやむを得ない場合は、所定の電話が携帯電話に転送され対応いたします。

### 3 指定居宅介護支援の内容

- (1) インテークワーク、アセスメント、居宅サービス計画の作成
- (2) サービス担当者との連絡調整・会議開催・居宅サービス計画の同意
- (3) 月1回のモニタリング実施、継続的なアセスメント
- (4) 利用者の状態が変化した場合の計画の変更
- (5) 要介護認定の申請代行、介護保険施設の紹介・連携、各種相談
- (6) 事業所の義務について
  - ・ 指定居宅介護支援事業者は、指定居宅介護支援の提供の開始に際し、あらかじめ、利用者又はその家族に対し、利用者について、病院又は診療所に入院する必要がある場合には、介護支援専門員の氏名及び連絡先を当該病院又は診療所に伝えるよう求めます。
  - ・ 介護支援専門員は、指定居宅サービス事業者等から利用者に係る情報の提供を受けたとき、その他必要と認めるときは、利用者の口腔に関する問題、薬剤状況その他の利用者の心身又は生活の状況に係る情報のうち必要と認めるものを、利用者の同意を得て主治の医師、歯科医師又は薬剤師に提供します。
  - ・ 介護支援専門員は、利用者が訪問看護、通所リハビリテーション等の医療サービスの利用希望している場合その他必要な場合には、利用者の同意を得て主治の医師又は歯科医師（以下「主治の医師等」という。）の意見を求めます。その場合において、介護支援専門員は、居宅サービス計画を作成した際には、当該居宅サービス計画を主治の医師等に交付します。
  - ・ 指定居宅介護支援事業者は、指定居宅介護支援の提供の開始に際し、あらかじめ、居宅サービス計画が基本方針及び利用者の希望に基づき作成されるものであり、利用者は複数の居宅サービス事業者等を紹介するよう求めることができます。
  - ・ 利用者は、居宅サービス計画に位置付けた指定居宅サービス事業所等の選定理由の説明を求めることができます。
- (7) 当事業所のケアプランの訪問介護、通所介護、地域密着型通所介護、福祉用具貸与の利用状況は、別紙のとおりです。

### 4 利用料

- (1) 居宅介護支援費（加算含む）

要介護の認定を受けられた方は、介護保険から全額給付されるので

自己負担はありません。

※ 保険料の滞納等により、法定代理受領ができなくなった場合、1か月につき下記の金額をいただき、当事業所から指定居宅介護支援提供証明書を発行いたします。この指定居宅介護支援提供証明書を後日、認定を受けた市町村の窓口に提出しますと払戻を受けられます。

居宅介護支援費（1か月につき）		要介護1.2	11,316円
（居宅介護支援費Ⅰ（i）に基づく）		要介護3.4.5	14,702円
加 算 費 用	初回加算（対象月のみ）		3,126円
	入院時情報連携加算（Ⅰ）（対象月のみ）		2,605円
	入院時情報連携加算（Ⅱ）（対象月のみ）		2,084円
	退院・退所加算（Ⅰ）イ（対象月のみ）		4,689円

## （2）交通費

通常の事業の実施地域を越えて行う事業に要した交通費は、通常の事業の実地地域を越えた地点からその実費をいただきます。なお自動車を使用した場合の交通費は次の額とします。

通常の事業の実地地域を越えた地点から、片道2km未満100円、2km～5km未満200円、5km～10km未満300円、10km～15km未満400円、15km～20km未満500円、20km以上1km増す毎に50円追加となります。

## 5 虐待防止

事業者は、利用者の人権擁護、虐待の防止のため、必要な体制の整備を行うとともに、従事する者に対し研修を実施します。

## 6 ハラスメント対策

（1）事業者は、職場におけるハラスメント防止に取り組み、従事者が働きやすい環境づくりを目指します。

（2）利用者が、事業所に従事する者に対して行う暴言、暴力、嫌がらせ、誹謗中傷、セクシャルハラスメントなどの行為を禁止します。

## 7 事故発生時の対応

サービス提供中に事故が発生した場合は、利用者に対し必要な措置を講じ、速やかに利用者様のご家族様・利用者様の所在する市町村に連絡いたします。また、事故の状況及び事故に際して採った処置について記録するとともに、その原因を解明し再発生を防ぐための対策を講じます。

また、当事業所がご利用者に対して提供しました居宅介護支援により損害賠償をすべき事故が発生した場合には、損害賠償を速やかに行います。

## 8 秘密保持

(1) 事業者及び事業所に従事する者は、サービスを提供する上で知り得たご利用者様及びそのご家族様に関する秘密を正当な理由なく第三者に漏らしません。この守秘義務は契約終了後も同様です。

(2) 事業者は、介護支援専門員その他従業者であった者から業務上知り得たご利用者及びそのご家族の秘密が漏れることのないよう管理を徹底いたします。

(3) 事業者は、ご利用者様及びそのご家族様から予め文書で同意を得ない限り、サービス担当者会議等において、利用者様及びそのご家族様の個人情報を用いません。

## 9 その他注意事項

(1) 事前に当事業所を通じて調整を行わずに居宅サービス計画外のサービスを受けた場合は、当事業所にその旨ご連絡ください。

(2) 計画対象期間中に被保険者証の記載内容に変更が生じた場合、区分変更の申請を行った場合、各種の減免に関する決定等に変更などが生じた場合、生活保護・公費負担医療の受給資格を取得又は喪失した場合については速やかに当事業所にご連絡ください。

(3) サービス事業者やサービスの種類が居宅サービス計画と異なる場合には、当事業所にその旨を速やかにご連絡ください。

(4) 当事業所への上記の連絡を行わなかった場合は、法定代理受領の取扱いができずに利用者が費用を立て替えなければならなくなり、精算までに日時を要する事になりますのでご注意ください。

## 10 サービス内容に関する相談・苦情

相談窓口では、当事業所の居宅介護支援に関するご相談、苦情及び居宅

サービス計画に基づいて提供している各サービスについてのご相談、苦情を承ります。

(1) 当事業所 (飯能市介護計画サービスほほえみ)

電話番号 042-978-1922 担当 村野 仁

受付時間 月曜日～金曜日 (午前8時30分～午後5時15分)

(2) その他

① 飯能市役所 介護福祉課 (042-973-2111)

② 日高市役所 長寿いきがい課 (042-989-2111)

③ 埼玉県国民健康保険団体連合会 (048-824-2568)

令和 年 月 日

居宅介護支援の提供開始にあたり、利用者に対して契約書及び本書面に基  
づいて、重要な事項を説明しました。

所 在 地 埼玉県飯能市大字虎秀 2 5 番地 1

事 業 所 名 飯能市介護計画サービスほほえみ

担 当 者 (氏名) 印

私は、契約書及び本書面により、事業者から居宅介護支援についての重要  
事項の説明を受けました。

利 用 者 (住所)  
(氏名) 印

代 理 人 (住所)  
(家族)  
(氏名) 印

## 当事業所における個人情報の利用目的について

当事業所では以下の利用目的に限定して、利用者様及びご家族様の個人情報を収集しております。

### 1 当事業所内での利用目的

- (1) 利用者様に提供するサービス
- (2) 保険事務
- (3) 会計及び経理事務
- (4) 事故等の報告
- (5) 利用者様へのサービスの向上
- (6) 学生等の実習への協力
- (7) サービスの質の向上を目的とした事例研究

### 2 事業所外への情報提供としての利用目的

- (1) ご家族様への説明
- (2) 医療機関、薬局、介護サービス事業者、公的機関等との連携・照会及び照会への回答
- (3) 保険事務の委託
- (4) 審査支払機関へのレセプトの提出
- (5) 審査支払機関又は保険者からの照会への回答
- (6) 損害賠償保険などに係る保険会社等への相談又は届出等

### 3 その他の利用目的

- (1) サービスや業務の維持・改善のための基礎資料の作成
- (2) 外部監査機関への情報提供

令和 年 月 日

## 同意書

居宅介護支援事業所、飯能市介護計画サービスほほえみの管理運営業務における情報提供を行うに当たり、利用者の個人情報及び利用者の家族の個人情報を使用することを承諾し同意します。

利用者 (住所)

(氏名)

印

代理人 (住所)

(氏名)

印

家族 (住所)

(氏名)

印

# 飯能市介護計画サービスほほえみ運営規程

(令和6年4月1日現在)

## 1 事業の目的及び運営の方針

(目的) 介護保険の趣旨に従って居宅サービス計画の作成を支援し、サービスの提供が確保されるようお手伝いします。

(方針) 在宅で安心して生活ができるようサービス事業者と連携しながら計画を立てるお手伝いをします。

## 2 事業所の名称及び所在地

(1) 事業所名 飯能市介護計画サービスほほえみ

(2) 事業所番号 1172600106

(3) 所在地 〒357-0204 埼玉県飯能市大字虎秀25番地1

(4) 電話番号 042-978-1922

## 3 事業所の職員体制及び業務内容

(1) 管理者 1人

居宅介護等の提供に当たるほか、事業所の管理及び業務の管理を一元的に行うとともに、従事者に事業に関する法令等の規定を遵守させるため必要な指揮命令を行う。

(2) 介護支援専門員 1人以上

居宅介護支援等提供に当たる。

(3) 事務職員 1人

事業の実施に当たって必要な事務を行う。

## 4 営業日及び営業時間

(1) 営業日 月曜日～金曜日

(2) 営業時間 午前8時30分～午後5時15分

(3) 休業日 土・日・祝日・年末年始(12月29日～1月3日)

(4) 緊急時連絡体制 休業日や不在時でやむを得ない場合は、所定の電話が携帯電話に転送され対応いたします。

## 5 指定居宅介護支援の提供方法

- (1) 相談場所 ほほえみ相談室（必要に応じて居宅訪問を実施）
- (2) 課題分析票の種類 MDS－HC方式又はICF方式
- (3) サービス担当者会議開催場所 ご利用者様宅、ほほえみ相談室等

## 6 指定居宅介護支援の内容

- (1) インテークワーク、アセスメント、居宅サービス計画の作成
- (2) サービス担当者との連絡調整・会議開催・居宅サービス計画の同意
- (3) 月1回のモニタリング実施、継続的なアセスメント
- (4) 利用者の状態が変化した場合の計画の変更
- (5) 要介護認定の申請代行、介護保険施設の紹介・連携、各種相談
- (6) 事業所の義務について

- ・指定居宅介護支援事業者は、指定居宅介護支援の提供の開始に際し、あらかじめ、利用者又はその家族に対し、利用者について、病院又は診療所に入院する必要がある場合には、介護支援専門員の氏名及び連絡先を当該病院又は診療所に伝えるよう求めます。
- ・介護支援専門員は、指定居宅サービス事業者等から利用者に係る情報の提供を受けたとき、その他必要と認めるときは、利用者の口腔に関する問題、薬剤状況その他の利用者の心身又は生活の状況に係る情報のうち必要と認めるものを、利用者の同意を得て主治の医師、歯科医師又は薬剤師に提供します。
- ・介護支援専門員は、利用者が訪問看護、通所リハビリテーション等の医療サービスの利用希望している場合その他必要な場合には、利用者の同意を得て主治の医師又は歯科医師（以下「主治の医師等」という。）の意見を求めます。その場合において、介護支援専門員は、居宅サービス計画を作成した際には、当該居宅サービス計画を主治の医師等に交付します。
- ・指定居宅介護支援事業者は、指定居宅介護支援の提供の開始に際し、あらかじめ、居宅サービス計画が基本方針及び利用者の希望に基づき作成されるものであり、利用者は複数の居宅サービス事業者等を紹介するよう求めることができます。
- ・利用者は、居宅サービス計画に位置付けた指定居宅サービス事業所等の選定理由の説明を求めることができます。

## 7 利用料

### (1) 居宅介護支援費（加算含む）

要介護の認定を受けられた方は、介護保険から全額給付されるので自己負担はありません。

### (2) 通常の事業の実施地域を越えて行う事業に要した交通費は、通常の事業の実地地域を越えた地点からその実費をいただきます。なお自動車を使用した場合の交通費は次の額とします。

通常の事業の実地地域を越えた地点から、片道 2 km未満 1 0 0 円、2 km～5 km未満 2 0 0 円、5 km～1 0 km未満 3 0 0 円、1 0 km～1 5 km未満 4 0 0 円、1 5 km～2 0 km未満 5 0 0 円、2 0 km以上 1 km増す毎に 5 0 円追加となります。

## 8 通常の事業の実施地域 飯能市・日高市

## 9 事故発生時の対応

サービス提供中に事故が発生した場合は、利用者様に対し必要な措置を講じ、速やかに利用者様のご家族様・利用者様がお住まいの市町村に連絡いたします。また、事故の状況及び事故に際して採った処置について記録するとともに、その原因を解明し再発生を防ぐための対策を講じます。

また、当事業所がご利用者に対して提供しました居宅介護支援により損害賠償をすべき事故が発生した場合には、損害賠償を速やかに行います。

## 10 虐待防止に関する事項

事業所は、利用者の人権擁護、虐待の防止のため、次の措置を講じます。

### (1) 従業者に対する研修の実施

### (2) 利用者及びその家族からの苦情処理

### (3) 虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は市に通報

## 11 秘密保持

(1) 事業者及び事業所に従事する者は、サービスを提供する上で知り得たご利用者様及びそのご家族様に関する秘密を正当な理由なく第三者に漏らしません。この守秘義務は契約終了後も同様です。

(2) 事業者は、介護支援専門員その他従業者であった者から業務上知り得たご利用者及びそのご家族の秘密が漏れることのないよう管理を

徹底いたします。

- (3) 事業者は、ご利用者様及びそのご家族様から予め文書で同意を得ない限り、サービス担当者会議等において、利用者様及びそのご家族様の個人情報を用いません。

## 12 研修

事業者は、介護支援専門員に対し、常に必要な知識の習得及び能力の向上を図るため研修を実施します。

・虐待防止 ・権利擁護 ・認知症ケア ・介護予防 ・感染症

## 13 業務継続計画

感染症や災害が発生した場合でも、利用者が継続して指定居宅介護支援の提供を受けられるよう、業務継続計画を策定するとともに、必要な研修や訓練を実施します。

## 14 衛生管理

感染症の予防及びまん延防止に努め、感染防止に関する会議等において、その対策を協議し、対応指針等を作成し掲示します。また、研修会を実施し、感染対策の資質向上に努めます。

(施行期日)

この規程は、平成12年 4月 1日から施行する。

この規程は、平成19年11月20日から施行する。

この規程は、平成21年 4月 9日から施行する。

この規程は、平成22年 4月 1日から施行する。

この規程は、平成22年 4月30日から施行する。

この規程は、平成23年 4月 1日から施行する。

この規程は、平成24年 4月 1日から施行する。

この規程は、平成25年 2月 8日から施行する。

この規程は、平成25年 4月 1日から施行する。

この規程は、平成26年 4月 1日から施行する。

この規程は、平成30年 4月 1日から施行する。

この規程は、平成31年 4月 1日から施行する。

この規程は、令和 6年 4月 1日から施行する。

